





名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
南大貫地区(2/3)	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	旧条例別表第3の1の項に規定する地縁者の住宅 旧条例別表第3の2の項に規定する新規居住者の住宅

区域図

凡例	
	地域活力再生等区域界
	地縁者の住宅の区域
	新規居住者区域

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

